

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

- 1 日時  
令和5年1月30日（月）午後2時30分から午後4時まで
- 2 場所  
愛知県自治センター 6階 603会議室
- 3 出席者
  - (1) 構成員及び専門委員  
青木委員、浅川委員<sup>\*</sup>、田代委員<sup>\*</sup>、東海林委員<sup>\*</sup>、二宮委員<sup>\*</sup>、松本委員<sup>\*</sup>、  
義家委員<sup>\*</sup>、吉田委員<sup>\*</sup>、宇佐美専門委員<sup>\*</sup>  
※リモートによる参加
  - (2) 事務局  
環境局：谷口資源循環推進監、木村資源循環推進課長、  
関担当課長、松尾課長補佐、服部主査、渡邊主任、浦部主任  
知多県民事務所環境保全課：森主任
  - (3) 申請者  
オオブユニティ株式会社：相木氏 他
- 4 傍聴者  
1名
- 5 議事録  
別添のとおり

## 愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

## 【議事1】

座長の選任について

- 愛知県廃棄物処理施設審査会議設置運営要領に基づき、青木委員が座長に選任された。また、青木座長が二宮委員を座長代理に指名した。

## 【議事2】

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請について

- 申請の内容説明  
事務局から、資料1から資料6に基づき、説明した。

- 質疑応答

(委員)

ボイラー（二次燃焼室）の容積が減少し、燃焼室のガス滞留時間が短くなったため、ダイオキシン類対策への影響が気になる。滞留時間7秒程度の焼却施設の施工実績があれば、その排ガス中のダイオキシン類濃度を教えてほしい。

(事業者)

燃焼室のガス滞留時間が5.4秒の流動床式焼却施設の施工実績があり、その排ガス中のダイオキシン類濃度の直近3年間平均値は0.00127ng-TEQ/m<sup>3</sup>である。

今回の焼却施設の滞留時間は、過去の実績と比べても長いため、排出基準は遵守できると考えている。

(委員)

燃焼室のガス滞留時間が5.4秒の焼却施設でも排出基準を遵守できるにも関わらず、滞留時間を7.2秒と設計したのはなぜか。

(事業者)

ボイラーの蒸気発生量を考慮する必要があり7.2秒と設計した。

(委員)

焼却炉とボイラーの接続部分の絞りは流動層に位置するのか。絞りがあることによって、流動砂による焼却施設の摩耗や、砂の流動性に影響はないか。

(事務局)

流動層は絞りより下に位置すると考えるが、詳細を事業者から説明する。

(事業者)

絞りは流動層より上のフリーボード部分となる。また、焼却施設の内側には硬い耐火物が施工されているため流動砂による摩耗は生じない。

(委員)

流動空気吹き込み口の数が増えているが、流動状態の調整が容易になるというプラスの効果と理解してよいか。

(事業者)

流動層と移動層の割合をより細かく調整するため、また、外側は不燃物を排出し易くするための変更であり、プラスの効果がある。

(委員)

減温塔入口の温度が 195℃から 215℃に上昇したことで、ダイオキシン類の再合成が進みやすくなる等、ダイオキシン類濃度に影響はないか。

(事業者)

温度バランスは過去の施工実績の範囲内であり、ダイオキシン類の再合成による問題は確認されていないため問題ないとする。

(委員)

ボイラーにおいて、蒸気温度は変わらず、蒸気発生量が 26 t/h から 25 t/h に減少する場合、蒸気タービンに入る熱量は減るが、発電量 (3000kw) が変わらないのはなぜか。

(事務局)

当初の設置許可申請において、プラントメーカーは、過去の施工実績から必要な蒸気発生量を 26t/h と試算していたが、蒸気タービンの機器選定に伴い、設計を見直した結果、25t/h で 3000 kw の発電が可能ということが分かったというのが変更経緯と聞いている。事業者から詳細な説明をしていただく。

(事業者)

当初の設置許可申請時点では、内部効率等の蒸気タービンに関する詳細データが機器メーカーから貰えなかったため、過去の施工実績から、3000kw の発電に必要なボイラー蒸気発生量を試算していた。

実施設計に伴い、発注を前提にメーカーから蒸気タービンの内部効率等のデータを入手し、それを元に再計算した結果、必要な蒸気発生量が低下した。

具体的には、タービンの内部効率について、申請段階での 54～55%が 58～59%に上がっているためボイラーでの必要蒸気量が低減している。

(委員)

焼却炉とボイラーの接続部分の絞りの位置が、流動層より上のフリーボードであっても、絞りがあると焼却炉内の流速が上がり、流動性に影響を与えると思われる。このような大きな変更を行った必要性について伺いたい。

(事業者)

ボイラーが非常に重量物であり真下に支持物を設置する必要が生じ、スペースを確保するため絞り形状を設けた。

絞りは、流動層より上のフリーボードに位置しており、砂の飛散は流動層に比べ少なく、流動性に与える影響は大きくないと考える。

(委員)

絞りを付けたことで、フリーボードの内寸はどの程度変わったのか。

また、絞りにより、燃焼ガスの流れが変わらないことをシミュレーション等で確認しているか。

(事業者)

内寸については調べ、後程、回答する。

絞りのある焼却施設は過去にも施工実績がある。そのような焼却施設では燃焼ガスの混合化が促進され、燃焼状態の悪化は見られないことから、今回も同様の措置をしている。

(委員)

焼却施設の容積が変わったが、排ガスの量や濃度は変わらなかったか。

(事業者)

焼却施設に入る廃棄物量や空気の流入量等に変更がないため、排ガス量や濃度は変わらないこととなる。

(委員)

減温塔の水は、燃焼ガスを冷やす目的で、燃焼ガスに直接噴霧するのか。

(事務局)

直接噴霧になる。

(委員)

減温塔での水の噴霧量は変更前に比べ増えているが、湿り排ガス量は変わらないか。

(事務局)

水の噴霧量は燃焼室では減り、減温塔では増えている。水の噴霧量の合計値には変更がないため、排ガス中の水分量も変わらないと考えられる。

(座長)

先ほどのフリーボードの寸法は分かったか。

(事業者)

フリーボードの寸法は、変更前は 6600mm×5300mm で、変更後は絞り部分の一番短いところで 5600mm×4800mm となった。

(委員)

ダイオキシン類については、最後に触媒反応塔もあるので問題ないかと評価している。

フリーボードの絞りについては、事業者が運転する上でメンテナンス等をしっかり行い、施設の破損や性能面の悪化等より環境に影響がないよう十分配慮してほしい。

(委員)

焼却炉と減温塔で噴霧する水は同じか。

(事務局)

冷却水については、ボイラーや減温塔のブロー水、純水製造装置の再生水となる

が、同一の冷却水タンクに入った後に、焼却炉と減温塔での噴霧水として使用されるため同じ水と聞いている。

(委員)

NO<sub>x</sub> の排出濃度の根拠はどのように考えるか。

(事業者)

流動層における排ガス中の NO<sub>x</sub> 濃度に係る過去の実績を元に記載している。

NO<sub>x</sub> は主に廃棄物由来であるが、既設の焼却施設の排ガス中の NO<sub>x</sub> 濃度は 70～80ppm で推移している。

今回の焼却施設でも、基本的には既設の焼却施設と同様の廃棄物の種類を焼却するため、180ppm は超えないと考えている。

(事務局)

今回の焼却施設の維持管理計画値 180ppm は過去の実績を元にしており、また、法令の排出基準 250ppm を下回っているため問題ないと考えられる。

(委員)

燃焼室能力の算定について、変更前は二次空気の下までが一次燃焼室になっており、変更後は再燃バーナーの下までが一次燃焼室になっているが問題はないか。

(事業者)

一次燃焼室は、燃焼空気の入れ終わりまでと考えているため、問題ないとする。

(座長)

審査会議報告の検討に入る。

○ 審査会議報告案の説明

事務局から、「オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請並びに生活環境影響調査書について（報告）案」に基づき説明した。

(各委員から異議なし)

(座長)

修正意見等がないようなので、事務局案の内容で知事への報告とし、会議終了後、会長印を押印の上、提出することとする。

【議事 3】

その他

- 事務局から、追加の議事はない旨を説明した。